



島根県報

平成26年2月14日（金）

号外第11号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第82号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
一般国道	432号	安来市広瀬町祖父谷759番4地先から同721番1地先まで	前	A	メートル 4.00～35.00	1,542.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 不用物件発生 市道移管 拡幅	
		安来市広瀬町祖父谷856番1地先から同720番1地先まで		B	10.00～180.00			2,350.00
		安来市広瀬町祖父谷480番1地先から同484番2地先まで		C	6.00～14.00			45.00
		安来市広瀬町祖父谷856番1地先から同720番1地先まで	後 B	10.00～180.00	2,350.00			
"	"	安来市広瀬町祖父谷720番1地先から同721番1地先まで	前		20.00～75.00	50.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 減幅 不用物件発生 市道移管	
			後		13.50～75.00			50.00
"	"	安来市広瀬町祖父谷720番1地先から同町下山佐715番1地先まで	前	A	4.00～67.00	1,449.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 不用物件発生 市道移管	
		安来市広瀬町祖父谷721番1地先から同1280番地先まで		B	10.00～110.90			1,228.00
			後 B	10.00～110.90	1,228.00			
"	184号	飯石郡飯南町下来島3494番1地先から同地先まで	前		8.90～18.90	23.10	災害復旧工事 拡幅	
			後		9.60～34.80			23.10
							雲南県土整備	

県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領235番 5 地先から同番 2 地先 まで	前	9.00～ 10.00	13.00	事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	14.30～ 18.60	13.00		
〃	吉田奥出雲 線	仁多郡奥出雲町河内727 番 2 地先から同730番内 1 地先まで	前	7.00～ 9.00	14.50	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	災害復旧工事 拡幅
			後	7.00～ 17.00	14.50		
〃	西ノ島海士 線	隠岐郡西ノ島町大字宇 賀569番 1 地先から同 578番 3 地先まで	A	4.10～ 4.30	140.70	隠岐支庁県土 整備局	左記の A 及び B は、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
			B	4.30～ 32.00	134.00		
		後	A	3.17～ 15.46	88.53		
			B	5.00～ 32.00	134.00		

島根県告示第83号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島3494番1地先から同地先まで	メートル 23.10	平成26年 2月14日	雲南県土整備 事務所	
県道	安来木次線	雲南市木次町寺領235番5地先から同番2地先まで	13.00	平成26年 2月14日		
〃	吉田奥出雲線	仁多郡奥出雲町河内727番2地先から同730番内1地先まで	14.50	平成26年 2月14日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀569番1地先から同576番1地先まで	88.53	平成26年 2月14日	隠岐支庁県土 整備局	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字宇賀569番1地先から同578番3地先まで	134.00	平成26年 2月14日		